

広報

第954号

いながわ

2月

平成31年
(2019年)



平成最後の成人式、輝かしい未来に向かって(文化体育館)

特集 変わる部活動 変わらない魅力

考えよう我が家のこと
～将来、家族やご近所が困らないために～ 9

猪名川町の実は…え!?ホンマ!?
地域 みんなで子どもたちを守る!
こどもをまもる110番のおうち 19

いながわの星空
冬のダイヤモンド 25

瞬(ときめき) 相宮 万智子さん 26

私のオススメ★
槻並の素盞鳴神社 27

いながわ特派員報告
優しい炎に心も身体もほっこり ペレットストーブ 28



梅の花も咲き始め、近づく春の足音(ふるさと館)



特集 変わる部活動 変わらない魅力

部活動現場の課題

現在、中谷中学校で7部、六瀬中学校は5部、猪名川中学校では17部が活動しています。多くの生徒が部活動に励む一方、近年、部活動における様々な課題や問題がテレビなどでも取り上げられ、部活動のあり方が問われています。

全国的に、過度な活動によるスポーツ障害、生徒の主体性や個性を軽視した運営、少子化による部員数や顧問数の減少などが問題となっています。さらに教職員の働き方改革の一環から、顧問の超過勤務が見直されています。

部活動指導員制度の導入

町では、教職員の働き方改革を進めるとともに、生徒が楽しく部活動が続けられることができるような環境づくりに努めています。

その1つとして、今年度から町立3中学校の3つの部活動で「部活動指導員制度」をスタートさせました。中学校の教員免許を持ち、その部活動の技術指導や引率はもちろん、練習量や内容の調整など、専門的な指導ができる部活動指導員を配置し、部活動指導の質の向上と顧問の負担軽減に取り組んでいます。

中学校に入ると、初めて経験する「部活動」。町では、今年度から各中学校に部活動指導員を配置して部活動の環境整備を進めています。

今号では、町立3中学校で指導している3人の部活動指導員と、それぞれの指導を受けている生徒の様子を紹介します。

▽問合せ 学校教育課（☎766・6006）

部活動の意義

学校教育の一環として行われ、スポーツ・文化・科学などに興味と関心を持つ生徒が自主的、自発的に参加することができる「部活動」。部活動には、生徒の多様な学びや喜び、生きがいの場として大きな教育的意義があります。また、部活動を通じて豊かな人間性の育成、体力の向上や健康増進、明るく充実した学校生活の展開、生涯にわたって豊かなスポーツライフや芸術文化などに親しむための基礎づくりにもつながります。

私は、教師として町内の小・中学校に勤務していました。中学生の頃から剣道をしていたのですが、中学校に赴任している時は剣道部の顧問を長く務めていました。その経験を活かし、現在は部活動指導員として指導にあたっています。

六瀬中学校剣道部の稽古場所となっている武道場「六義館」は、私が教頭として務めているときに建てられた、思い入れのある場所です。ここで剣道部の皆さんが、少数にもかわらず、ハツラツとした姿勢で生き生きと剣道に取り組んでいる姿を見て、嬉しく感じます。

現在は3年生が引退し、2年生2人で活動しています。2人ともしっかりとした目標を持って、真面目に、一生懸命稽古に励んでいます。私もそういった気持ちに応えられるよう、精一杯指導にあたっています。

私自身、「一期一会」という言葉を大切に考えています。剣道を教えることを通じて「一期一会」を大切にすることも伝えなければと思っています。

「一期一会を大切に」 剣道を通じてその心を育てたい



六瀬中学校 剣道部
部活動指導員
むらかみ けいいち
村上 啓一 さん

私は、現在音楽科の教員になることを目指し、中谷中学校でスクールアシスタントとして勤務しながら、部活動指導員として吹奏楽部の指導を行っています。

私自身、中学生の頃は引退済みで、人の前に出るような性格ではありませんでした。しかし、中学校で吹奏楽部に入り、顧問の先生から丁寧な指導を受け、活躍の場を作ってくれたことで、人前に立つ勇氣や自信を持てるようになりました。部活動を通じて成長できたのではないかと、思っています。

生徒たちの指導にあたっているのは、しっかりと基礎を正しく教え、そこから先は自分たちで考え、楽しんで、表現の幅を広げていってもらえるようになることを意識しています。

部活動を通じて得た経験が、生徒たちにとって思い出に残り、いい経験だったと振り返られるようなものになりたいと思っています。

自由に、楽しく、 音楽の表現の幅を広げてほしい



中谷中学校 吹奏楽部
部活動指導員
あさした えみ
浅下 恵美 さん

六瀬中学校 剣道部

部員の声

私たち、六瀬中学校剣道部は、7月の阪神大会を最後に3年生が引退し、今は2年生2人で活動しています。3年生の先輩たちがいらしたときは、先輩の足を引っ張らないようにという思いで頑張っていました。先輩が引退した後も気持ちを切らさず、新しい目標に向かって頑張っています。

今年度は村上先生が指導してくださり、練習も楽しく、短い時間ですが集中して稽古に臨むことができています。

また、新しい技を練習して、実戦で使えるようになったり、試合などでいいタイミングで打ち込めた時に「いいとこ」と褒めてもらえるのがとても嬉しいです。

少ない人数だからこそ、お互いの存在も励みになっています。教えていただいたことを大切にしながら、これからも目標に向かって頑張ります。



六瀬中学校剣道部の皆さん



中谷中学校 吹奏楽部

部員の声

今年度から、顧問の先生と浅下先生に指導いただいております。とても充実した練習ができています。吹奏楽には、全体で演奏する7月の吹奏楽コンクールと、8人以下のグループで演奏する12月のアンサンブルコンテストがあります。練習は、楽器ごとに分かれたり、アンサンブルのグループごとに行います。それぞれの先生が各グループについて指導してくださり、色々なことが学べるので、個人、また部全体としてのスキルアップにつながっています。

浅下先生は、年齢も私たちに近いので話しやすく、みんなと



中谷中学校吹奏楽部の皆さん

でも尊敬しています。

先日行われたアンサンブルコンテストでは、2チームが出場し、金賞と銀賞を受賞することができました。次は7月の吹奏楽コンクールに向けて、部員一丸となって頑張っていきたいです。

今回紹介した「部活動指導員制度」は、競技などの経験者による指導で、生徒の力量を見極め、練習の質や量を調整し、効率的に生徒たちの能力を向上させることを狙っています。生徒たちは、部活動指導員から専門的な指導を受け、さらに高いモチベーションを持って練習に励んでいると感じています。顧問にとっても大きなメリットがあります。専門性を持ち合わせていない部活動の顧問を務める重圧が緩和され、精神的に「ゆとり」を持って部活動指導員ができます。このことは、学級経営や教材研究、生徒と向き合う時間の確保にもつながり、学校運営全体にもいい影響があるものと捉えています。今後、部活動指導員は各学校の部活動・部員数の状況などに応じて、毎年度改めて配置を行うなど、更に効果的な運用に努めたいと考えています。



また、来年度には新たに「町立中学校における部活動ガイドライン（下段参照）」の運用も開始し、部活動の短時間化および練習の効率化を進め、事故やけがの未然防止、競技力の向上に努めていきたいと考えています。私自身、中学校の部活動顧問を経験しました。大事なことは、そのことを好きな者が集まって、好きなことに取り組む、という部活動の本来的なあり方だと思っています。その中で生徒は大きく成長します。部活動を取り巻く環境は変化していますが、部活動のいいところは変わっていません。より多くの生徒たちが部活動ならではの経験を通じて、成長することを願っています。部活動だけでなく、学校生活は必ずしも楽しいことばかりではありません。時には挫折感を味わうこともあります。校外で活躍している生徒も含めて、すべての中学生が一度きりの中学時代を有意義に過ごせるよう応援していきます。

一度きりの中学時代を

応援したい

生徒たちが集中力を切らさないように
プレーを見て、声を出し続ける



猪名川中学校
男子バスケットボール部
部活動指導員
まつした まさひろ
松下 将大 さん

私は、中学校から大学までバスケットボール部に所属し、今でも趣味として続けています。現在は教員になることを目指し、猪名川中学校のスクールアシスタントとして勤務しながら、部活動指導員としてバスケットボール部の指導を行っています。バスケットボールを通じて子どもたちとコミュニケーションを取ることで、日々自分の勉強にもなっています。私が所属していた部活動は、いずれも顧問の先生から熱心に指導していただき、とてもいい

経験ができました。その中で、「集中して、考えてプレーすることが技術の向上につながる」ということを学びました。このことを生徒たちに伝えるために、「集中力を持つこと」、「シュートを決めること」を重点的に指導しています。また、厳しいばかりではしんどくなってしまうので、いいプレーは褒めて、生徒たちが楽しく部活動に参加できる環境づくりも心がけています。生徒たちがそれぞれに掲げる目標を達成する手助けができればいいと思います。

猪名川中学校 男子バスケットボール部

部員の声

松下先生に指導していただくようになり、練習メニューもすごく実践的なものになりました。松下先生は、プレー中にボールを奪い合う相手選手と自分の立ち位置など、ボールを持つ前のプレーなども見て指導してくださるので、とても勉強になります。また、気の緩んだプレーには、すぐに「集中しろ！」と声をかけていただいたり、いいプレーには「ナイスプレー！」と言っていただけます。部員同士がお互いに声をかけ合って、集中して、いい緊張感の中で練習できていると思います。

す。
今後は、川西・猪名川大会で優勝、そして、阪神大会でも上位進出が狙えるよう、頑張りたいです。



猪名川中学校
男子バスケットボール部の皆さん

2019年度から
運用開始!!

町立中学校における 部活動ガイドライン

成長期にある生徒が、運動・食事・睡眠（休養）のバランスがとれた生活を送り、合理的かつ効率的、効果的な活動を目指します。ここでは主なものを3点紹介します！

活動時間の短時間化

練習などの効率化により、活動時間を平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度までとします。また、朝練習は、生徒の健康面への負担と、家庭および教員の負担軽減のため行いません。

長期オフシーズンの確保

夏休みなどの長期休業中には、1週間程度の長期オフシーズンを確保し、生徒が心身ともにリフレッシュして学校生活や部活動などに臨めるようにします。

週2日の休養日の設定

1週間のうち平日に1日、休日に1日、合計で2日以上休養日を設け、生徒たちが家族と過ごす時間や部活動以外の趣味・勉強などの時間を持てるようにします。





考えよう 我が家のこと

～将来、家族やご近所が困らないために～

▶問合せ 都市政策課 (☎ 766 - 8704)

近年、全国的に空き家について多くの問題が聞かれるようになってきています。

空き家の増加は景観だけでなく治安の悪化にもつながる場合があります。また、個人の資産であることから、建物の倒壊などにより他人にけがを負わせるなどの問題が生じた場合には、所有者が「損害賠償責任」を問われる可能性もあります。

平成 29 年度の調査結果では、町内の空き家率は全国平均の 13.5% に対し 4.3% と、阪神間でも最小の数字となっています。しかし、今後も全国的に人口減少が見込まれる中、本町でも空き家の増加が懸念されます。

将来、あなたの家が空き家になった時に家族やご近所の方が困らないためにも、「家の将来」について考えておきましょう。

【空き家による影響】

《樹木・雑草の繁殖》

■庭木の枝が伸び、隣接する家の落ち葉処理や通行の妨げになるなど

《家屋・工作物の老朽化》

■屋根や壁の老朽化により、

特に台風などの災害時に劣化した屋根瓦などが吹き飛ばされ、近隣住宅や通行人などに当たってしまう恐れがある

■穴の空いた場所などから小動物が侵入し住みつき、悪臭を放つなど

《防犯・防災上の不安》

■放火などによる近隣住宅への延焼

■不審者が出入りする可能性があるなど

【家族や親族が一番の当事者】

空き家になる家の所有者は、色々なことを意思決定できない状態（認知症・急病による入院や死亡など）になっている場合もあります。このため、家の管理や処分については、家族や親族が決めることになります。

放置され、危険な状態にある空き家は、「特定空き家等」と判断され、行政が強制的に建物の除却などを代執行する場合があります。その際には、それに要した一切の費用は空き家の所有者家族や親せきに請求されることとなります。

【空き家になる前の備え】

引き継ぐ人（相続・遺言）

や管理方法、今後の処理（売却・賃貸・解体）など、基本的なことが決まっていないと、家族や親族に迷惑をかけることになります。方向性が決まっていると、早くから行動ができるため、維持管理の手間や費用負担の軽減などのメリットがある場合もあります。

また、ご近所への配慮も大切です。家は住んでいなくても、手入れをすれば劣化は防げます。ただし、家の管理などについて問題があった場合、近所の人や誰に連絡をしてよいかわからずに困ることもあります。いざという時のためにお互いに連絡先の交換をしておきましょう。

【空き家になる前、なった時の相談窓口】

本町は、司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・古民家再生事業者・遺品整理士などの様々な専門家が連携した「NPO 法人兵庫空き家相談センター」と連携協定を締結しています。町（担当＝都市政策課）から必要な窓口におつなぎすることができますので、気軽にお問い合わせください。



セミナー開催

プロの視点から、空き家についてのアドバイスを行います。

▼とき 2月24日（日）午後1時30分～3時30分（受付11時）

▼ところ 日生公民館大会議室

▼内容 第1部Ⅱセミナー

①空き家を放置しておくとうなるの？ ②相続登記の必要性 ③土地境界の必要性 ④遺品整理について ⑤空き家の売却に際し注意すべき点と相談事例

第2部Ⅱ無料相談会

講師 NPO法人兵庫空き家相談センター

参加費 無料

定員 100人

申込 不要

問合せ 同課

猪名川町縁結びイベント♡

大人の遠足 in いこいの家

ローストビーフづくりと
ランチで楽しい時間を！

▶とき 3月21日（木・祝）午前10時～午後4時

▶ところ 青少年いこいの家

▶対象 ①～②の条件を全て満たす人
①男女とも年齢22～35歳くらいの独身の人
②町内在住・在勤または猪名川町に興味のある人

▶定員 男女各20人（多数抽選）
※最少催行人数30人

▶参加料 3,500円

▶申込 2月24日までに
町ホームページを確認し電子申請→

▶問合せ こども課（☎ 767 - 7477）

よしもとお笑いバラエティショー & 吉本新喜劇

▶とき 3月10日（日）
午後2時30分～（開場午後2時）

▶ところ 文化体育館

▶入場料 前売＝一般 2,800円（当日 3,200円）、※全席指定、3歳以上は有料

▶チケット販売所 文化体育館・日生住民センター・ふらっと六瀬・ふるさと館・阪急オアシス日生中央店・シャディサラダ館川西清和台店・マルゼン薬局畦野店・イオン猪名川店・道の駅いながわ・ローソンチケット [Lコード＝54997]（☎ 0570 - 084 - 005）



▶問合せ 同館（☎ 766 - 7400）

猪名川町育ち
濱田 祐太郎さん
出演！！

確定申告はお早めに！



▶ 所得税・贈与税・消費税の問合せ 伊丹税務署 (☎ 779 - 6121)
▶ 町・県民税についての問合せ 税務課 (☎ 766 - 8702)

所得税の確定申告

毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額に対して所得税、復興特別所得税が発生します。確定申告はその金額を計算し、期限までに申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

確定申告で所得税が還付されるのはどんな場合？

◆ 災害・盗難・横領により住宅、

家財など資産に受けた損害などについて、雑損控除の適用を受ける場合

◆ 病気やけがなどで支払った多額の医療費について、医療費控除の適用を受ける場合

◆ 家屋を住宅借入金などで新築や購入、増改築などをして、(特定増改築など)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合など

配偶者控除および配偶者特別控除が改正

配偶者控除については、納税義務者の合計所得金額

によって、控除額が段階的に減額されるようになったほか、納税義務者の合計所得金額が1千万円を超える場合においては、配偶者控除の適用を受けることができないとされました(改正前II所得制限なし)。

また、配偶者特別控除についても納税義務者の合計所得金額によって、控除額が段階的に減額されるようになったほか、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が引き上げられ、38万円を超えた(改正前II38万円超76万円未満)。※扶養の範囲内(合計所得金額38万円)については、変更ありません

確定申告受付会場

◆ 申告相談など

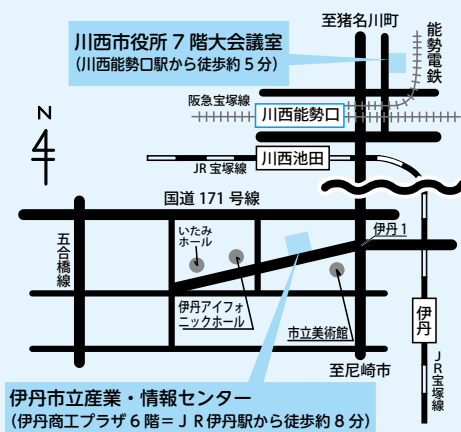
伊丹市立産業・情報センター (2月18日～3月15日、土・日・祝を除く午前9時～午後4時※2月24日・3月3日は開設)

◆ 作成済みの申告書の受付・用紙の配布

川西市役所7階 (2月13～15日午前9時～午後4時※15日は正午まで)

◆ 申告書の預かり・用紙の配布

猪名川町役場税務課 (2月13日～3月15日の役場の開庁日・時間内)



青色申告をしよう！

青色申告は、農業分野でも経営の把握に重要で、税制上のメリットもあります。現在、青色申告に取り組んでいない農業者は、3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出しましょう。また、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度が今年1月から始まり、収入保険に加入していれば、自然災害や農産物の価格の低下などで売上が減少した場合でも補償の対象になります。

収入保険制度に関する問合せ

県農業共済組合連合会 (☎ 078-332-7169)

町・県民税の申告

次に当てはまる人は町・県民税の申告が必要です。※所得税の確定申告をした人は町・県民税の申告不要

〔平成31年1月1日現在、町内に住んでいる人〕

◆ 平成30年中に給与所得以外の所得があった人

◆ 平成30年中に給与所得がある人で、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない人

◆ 平成30年中に退職した人

◆ 公的年金受給者で、社会保険料、医療費などの諸控除を受けようとする人

〔平成31年1月1日現在、町外に住んでいる人〕

◆ 町内に事業所や家屋敷がある人

申告書の送付

昨年に町・県民税の申告をした人など、申告が必要と思われる人は、2月上旬頃までに申告書を送付します。申告書が届いた人で平成30年中に所得がなかった人は、申告書を提出する必要はありませんが、次のような場合は所得がなくとも、申告書を提出してください。



◆ 町・県民税の課税(所得)証明書が必要な人(融資、奨学金、健康保険の扶養確認、公営住宅の入居などに必要)

◆ 国民健康保険加入者

◆ 国民年金の減免申請などを行っている人

◆ 後期高齢者医療制度加入者

▼ 提出窓口・期間 日生住民センター・ふらっと六瀬(いずれも受付のみ)、税務課、3月15日まで土・日・祝日除く午前8時45分～午後5時30分※確定申告会場の受付は不可

インターネットが便利！

～国税庁ホームページより～

確定申告書等作成コーナー

画面案内に従い、税額などが自動計算された申告書などを作成・印刷でき、書面により提出できます。http://www.nta.go.jp/



e-Tax



マイナンバーカードの「公的認証サービス」を使って、確定申告のデータ送信ができます(電子証明書が有効期間内の住基カードも利用可)。添付書類の提出が省略でき、24時間利用可能(一部利用制限時間帯あり)。システム対応だから、還付の対応もスピーディーです。※ ICカードリーダーライター、交付時に設定された暗証番号が必要です http://www.e-tax.nta.go.jp/



農業者の人は
青色申告が
オススメです！

